

平成16年度の税制改正はこう決まる

1. はじめに

「先生、今年の税制改正はもう決まりましたか？」
今年に限らず、例年1月から3月にかけて、このような質問をたくさん頂戴します。

結論からいうと、税制改正そのものは3月下旬の税制改正法案の可決・成立を待たないと正式決定しません。たとえ税務署や国税局に平成16年度の税制改正の内容を問い合わせても、「まだ法律が成立していないので詳しいことはわかりません」という回答が戻ってくるだけです。ただ、資産家、つまり高額な税金を納める可能性のある方にとって、税制改正は大きな関心事です。それゆえ資産家の方をクライアントとされるみなさんにとっても、税制改正の概要や改正までの過程について大いに関心をお持ちだと思います。

平成16年度税制改正の概要については、既に本誌269でお知らせしていますので、今回は、税制改正決定のプロセスと最近の税制改正における問題点についてご説明します。

2. 税制改正の流れ

平成16年度税制改正は、次の過程で決定します。

「平成16年度税制改正大綱」公表

例年、前年12月中旬ごろに自由民主党（与党）の「税制改正大綱」が発表されます。16年度の税制改正については、昨年12月17日に自由民主党および与党から「平成16年度税制改正大綱（大綱）」が公表されました。通常、自由民主党の税制改正大綱と与党の税制改正大綱の内容は同じものであり、「大綱」の審議は自由民主党の税制調査会を中心に行われます。

「平成16年度税制改正要綱」閣議決定

大綱の要約版である「平成16年度税制改正要綱（要綱）」が、平成16年1月に閣議決定されます。

「平成16年度税制改正法案」国会上程・審議

「前記」の要綱の閣議決定を受けて、改正法律案が、平成16年1月開会予定の次期通常国会に上程され、審議されます。法律案は、基本的に「税制改正大綱」の内容通りですから、平成16年度の税制がどう変わるかは、「大綱」を読めばポイントをつかむことができます。

「平成16年度税制改正法案」の国会通過・成立
例年、3月下旬に改正法律案が国会にて可決成立さ

れます。一般的には法律案通りに可決されます。

改正法律施行

改正法律の施行は通常、平成16年4月1日です。

なお、一部の規定については、さかのぼって平成16年1月1日から適用されるものもあります。

3. 「納税者不利改正の遡及」は定着するか

税制改正は、毎年「前記2」で説明した通りのプロセスを経て決定してきており、平成16年度改正についても変わりはありません。ただし、近年の税制改正の特徴として注意しなければならない点として、「納税者不利改正の遡及」の問題があります。

「前記2」で説明したとおり、税制改正法案の可決・成立は3月下旬になります。法律が成立する前に遡って適用される増税規定を策定するのは、納税者の権利を著しく侵害することになります。したがって、過去の税制改正においては、税務当局も「制度改正により納税者が不利（増税）になる規定は、その年の1月1日に遡って適用しない（例えば4月1日以後の適用とする）」という「信義則」を守っていました。

ところが、最近税務当局がこの信義則を破る改正を行うケースがでてきます。例えば、平成16年度改正では、「不動産譲渡損の損益通算廃止」という大増税の制度改正が予定されていますが、「大綱」ではこの改正が平成16年1月1日以後の譲渡にかかる所得税・住民税について適用されるとあります。「要綱」と改正法案についても、拙稿執筆時点（平成16年1月13日）での関係者意見を総合すると、大綱通り、平成16年1月1日以後適用開始として策定される模様です。

この「納税者不利改正の遡及」が定着すると、納税者のタックスプランニングに大きな影響をもたらします。以前のように「税制改正を受けて具体的な行動を起こすのは、法律成立後、政令・通達等を確認してからにしましょう。」というような悠長なことを言っていられなくなるばかりか、タックスプランニング自体の存在意義が問われることになるからです。

これから税制改正法案が国会に上程され、審議が始まります。この「納税者不利改正の遡及」の問題について、どのような議論がされ、結論が得られるのか、大いに注目したいところです。（山崎 信義）